



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 オオバ
コード番号 9765
代表者役職名 代表取締役社長
氏 名 大 場 明 憲
問 合 せ 先 取締役総務部長 渡邊丈士
(電話 03-3460-0111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) (以下「整備法」という。)の施行に伴い、当社定款を次のとおり変更するものであります。

- (1) 整備法第 76 条第 2 項および第 52 条の規定により、会社法施行時点をもって、当会社定款には、取締役会設置会社である旨、監査役設置会社である旨、監査役会設置会社である旨および会計監査人設置会社である旨の定めのあるものとみなされたことに従い、第 4 条 (機関) を新設するものであります。
- (2) 整備法第 76 条第 4 項の規定により、会社法施行の時点をもって、当会社定款には、株券を発行する旨の定めがあるとみなされたことに伴い、第 7 条 (株券の発行) を新設するものであります。
- (3) 会社法施行規則第 94 条の規定により、定款の定めをもって、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することによって株主様に提供したものとみなすことが可能となったことから、株主様の利便性の向上およびコスト削減に資することができるよう、第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を新設するものであります。
- (4) 執行役員制度の導入による経営機構改革を一層推し進め、より効率的かつ効果的なコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、取締役の員数を減少させるべく、変更後定款第 19 条 (員数) を変更するものであります。
- (5) 会社法第 370 条の規定により、定款の定めをもって、取締役会を书面決議で行うことが認められたことから、取締役会の機動的な開催および効率的な運営を図ることができるよう、第 24 条 (取締役会の決議の方法) 第 2 項を新設するものであります。
- (6) 会社法第 373 条の規定により、新たな機関を設置することなく、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財の決定を取締役のうちあらかじめ選定した特別取締役により構成する取締役会の決議によって行うことが認められたことから、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財に関して機動的な意思決定を図ることができるよう、第 25 条

(特別取締役による議決の定め)を新設するものであります。

- (7) 会社法第 427 条の規定により、定款の定めをもって、社外監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、旧商法において認められていた取締役及び監査役の責任免除の規定並びに社外取締役との責任限定契約に関する規定と併せ、取締役および監査役が職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 29 条(取締役の責任免除)および第 39 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第 29 条の規定の新設に関する議案を本総会に提出するにあたっては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (8) 当社が営む総合建設コンサルタント業は、受注型ビジネスであることから、売上代金の回収が集中する 3 月以降に事業年度を終了させることがより正確な業績見込みの算定に資すると判断されることに加え、当社の受注金額において官公庁の占める割合が大きいことから、官公庁の出納閉鎖である 5 月末に事業年度を終了させることにより、当社の業績の正確な把握及び決算手続における事務作業量の軽減につながるため、変更定款第 42 条(事業年度)を変更するものです。
- (9) 上記他、会社法の施行に伴う用語の変更、条文の追加・削除、条数の繰下げ、表現や字句の修正など、その他の所要の変更を行うものであります。

2. 定款の変更予定日

平成 18 年 6 月 29 日

3. 定款の変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	改正変更(案)
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 条文省略	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 現行どおり
(目 的) 第 2 条 条文省略	(目 的) 第 2 条 現行どおり
(本 店) 第 3 条 当社は本店を東京都目黒区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 現行どおり
(新設)	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は電子公告の方法により行うものとする。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第5条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(会社の発行する株式の総数)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は、<u>59,246,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式を減ずる。</u></p>	<p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、59,246,000株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券不発行)</p> <p>第7条 ①当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>②当社は、<u>1単元の株式に満たない株式</u>（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。</p> <p>ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p>	<p>(<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数</u>に満たない<u>数の株式</u>（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p>
<p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当社の株券の種類は取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第9条 ①当社は株式につき、<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ）と株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録の手続き、</u></p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録</u></p>

<p>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p><u>簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する手続きならびに手数料については、<u>取締役会の定める「株式取扱規程」</u>による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p>(基準日) 第11条 ①当社は毎決算期末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む、以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ②前項その他本定款に定めがある場合のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会 (招集) 第12条 ①定時株主総会は、毎決算期の翌日から<u>3ヶ月以内</u>にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。 ②株主総会の取締役決議にもとづき、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議にもとづき、あらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 <u>当会社</u>の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに随時</u>これを招集する。 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p>
<p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故ある時は、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。 (新設)</p>	<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

<p>(決議方法)</p> <p>第14条 ①株主総会決議は、法令および本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 ②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会議事録には、その経過の要領および結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名して、これを当会社に保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員)</p> <p>第17条 当社は取締役20名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 ①取締役は株主総会において選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>

<p>②前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③取締役の選任は<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>2.取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3.取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 ①取締役の任期は、<u>就任後第2回の定時株主総会終結のときをもって満了する。</u></p> <p>②取締役に欠員が生じたときは、<u>補欠選任を行なう。</u>補欠選任せられたる取締役の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u>但し、取締役に欠員が生じても、<u>法定の員数に欠くところなく、かつ、業務の執行に差し支えないときは、欠員を補欠選任しないことができる。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2.任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u>ただし、取締役に欠員が生じても、<u>法定の員数を満たしており、かつ、業務の執行に差し支えないときは、欠員を補欠選任しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>当会社を代表すべき取締役は3名以内とし、取締役会の決議をもって、選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 ①取締役会は、<u>法令または定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決議する。</u></p> <p>②取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。</u>但し、<u>緊急を要する場合は、この期間を短縮できるものとし、かつ、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開くことができる。</u></p> <p>③取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締</u></p>	<p>(取締役会招集通知)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</u>ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

<p><u>役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会の決議方法)</u> 第 24 条 <u>取締役会の決議は、議決権に加 わることのできる取締役の過 半数が出席し、出席した取締役の過 半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、会社法第 370 条の要 件を満たす場合は、取締役会の決 議の目的である事項につき、取締 役会の決議があったものとみな す。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(特別取締役による議決の定め)</u> 第 25 条 <u>当社は、特別取締役を置き、 会社法第 362 条第 4 項第 1 号お よび第 2 号に掲げる事項につい て特別取締役による取締役会の 決議により決定することができ る。</u> 2. <u>特別取締役は、取締役会におい て選定する。</u></p>
<p>(取締役会議事録) 第 21 条 <u>取締役会議事録には、その経過の 要領および結果を記載または記録 し、議長ならびに出席した取締役 および監査役が記名捺印または電 子署名して、これを会社に保存す る。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 <u>取締役会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその 他法令で定める事項については、 これを議事録に記載または記録 し、出席した取締役および監査役 が、これに記名押印または電子署 名する。</u> 2. <u>第 24 条第 2 項の決議があったと みなされる事項の内容およびその 他法令に定める事項については、 これを議事録に記載または記録す る。</u></p>
<p><u>(代表取締役)</u> 第 22 条 <u>当社を代表すべき取締役は 3 名 以内とし、取締役会の決議をもつ て、これを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会規程)</u> 第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令 または本定款のほか、取締役 会において定める取締役会規 程による。</u></p>
<p><u>(役付取締役)</u> 第 23 条 <u>取締役会は、その決議をもって取 締役社長 1 名を選任する。ほかに 取締役会の決議をもって取締役会</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を選任することができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役会規程) 第24条 <u>取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の報酬) 第25条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により、これを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 <u>当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の定員) 第26条 <u>当会社は監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(監査役の選任) 第27条 ①監査役は株主総会において選任する。 ②前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 <u>監査役</u>の選任決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>

<p>(監査役の任期)</p> <p>第 28 条 ①監査役の任期は、<u>就任後第 4 回の定時株主総会終結のときをもって満了する。</u></p> <p>②監査役に欠員が生じたときは、<u>補欠選任を行う。</u> 補欠選任せられたる監査役の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u> 但し、監査役に欠員が生じても、<u>法定の員数に欠くところなく、かつ、業務の執行に差し支えないときは、欠員を補欠選任しないことができる。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、監査役に欠員が生じても、法定の員数を満たしており、かつ、業務の執行に差し支えないときは、欠員を補欠選任しないことができる</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会)</p> <p>第 29 条 ①監査役会は、<u>監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ないまたは決議する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>②監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮できるものとし、かつ、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査役会を開くことができる。</u></p> <p>③監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第 30 条 監査役会の議事録には、<u>その経過の要領および結果を記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名して、これを会社に保存する。</u></p>	<p>(監査役会議事録)</p> <p>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領および<u>その結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

<p>(<u>常勤監査役</u>) 第<u>31</u>条 <u>監査役は互選により、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>) 第<u>32</u>条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるほか、監査役会規程による。</u></p>	<p>(<u>監査役会規程</u>) 第<u>37</u>条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬</u>) 第<u>33</u>条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議により、これを定める。</u></p>	<p>(<u>報酬等</u>) 第<u>38</u>条 <u>監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第<u>39</u>条 <u>当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u> (<u>選任方法</u>) 第<u>40</u>条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>任期</u>) 第<u>41</u>条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p><u>第6章 計算</u> (<u>営業年度および決算期</u>) 第<u>34</u>条 <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末日に決算する。</u></p>	<p><u>第7章 計算</u> (<u>事業年度および決算期</u>) 第<u>42</u>条 <u>当会社の事業年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までの1年とし、事業年度末に決算する。</u></p>

<p><u>(利益配当金)</u> 第 35 条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、これを支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金配当の基準日)</u> 第 43 条 <u>当会社の期末剰余金配当基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p><u>(中間配当金)</u> 第 36 条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配（以下、中間配当金という）をすることができる。</u></p>	<p><u>(中間配当の基準日)</u> 第 44 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(配当金の除斥期間および利息)</u> 第 37 条 <u>①利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。</u> <u>②未払いの利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p><u>(配当の除斥期間)</u> 第 45 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> 2.前項の金銭には利息をつけない。</p>
<p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>改訂実施日 平成 17 年 6 月 29 日</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>第 44 条の規定変更は、平成 19 年 6 月 1 日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後これを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第 42 条の規定にかかわらず、現に進行中の第 73 期事業年度は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 5 月 31 日までの 1 年 2 ヶ月間とする。なお、本附則は第 73 期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</u></p> <p>改訂実施日 平成 18 年 6 月 29 日</p>

以上